

相模原市 特定個人情報保護評価書
(国民年金に関する事務)(案)
の概要について

【問合せ先】相模原市 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課
相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話(直通) 042(707)7023

特定個人情報保護評価書は、マイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）をコンピュータなどでの電子的な記録（以下「ファイル」といいます。）で保有する場合のリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを事前に宣言するものです。

令和3年に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」といいます。）が施行されました。標準化法では、地方公共団体における、事務処理の内容の共通性、住民の利便性向上、地方行政運営の効率化の観点から、標準化対象となる20事務に利用するシステムは、関係府省が省令で定める標準化のための基準に適合している（以下「標準準拠システム」といいます。）必要があるとされています。また、地方公共団体は、原則、令和7年度までに標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指すこととされています。標準準拠システムへの移行に当たっては、現行システムと仕様が変わることや保有データのガバメントクラウドへの移行が予定されているため、現行の評価書にクラウドへの移行等に関する記載を追加し、再評価を実施します。

I 基本情報

◆事務の内容(国民年金事務)

国民年金に関する事務の責任者は厚生労働大臣であるが、実際の事務の多くは、日本年金機構に委任・委託されています。

市町村については、法定受託事務として、次の事務を行います。（国民年金法第12条1～4項、国民年金法施行令第1条の2、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第11条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第39条、第40条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条、第16条、第17条）

- ① 国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失等に係る届出の受理、確認
- ② 任意加入、特例による任意加入に係る申出の受理、確認
- ③ 付加保険料納付に係る申出の受理、確認
- ④ 氏名・住所等の変更に係る届出の受理、確認
- ⑤ 基礎年金番号通知書再交付申請の受理、確認
- ⑥ 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の受理、所得等の事実確認
- ⑦ 国民年金保険料の法定免除の受理、確認
- ⑧ 国民年金保険料の産前産後免除の受理、確認
- ⑨ 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金に係る請求届出等の受理、確認
- ⑩ 未支給年金・死亡一時金に係る請求届出等の受理、確認
- ⑪ 特別障害給付金に係る請求書等の受理、確認
- ⑫ 年金生活者支援給付金に係る請求届出等の受理、確認
- ⑬ 年金生活者支援給付金受給資格者に係る所得情報の提供

◆事務において使用するシステム※

※システムとはコンピュータを利用して、情報を電子的に取扱う仕組みのことです。

(1) 国民年金システム

国民年金の被保険者の資格、付加保険料の受付情報、保険料免除の受付情報、給付請求の受付情報を保有・管理するシステムです。

(2) 庁内連携システム

本市における各業務の宛名を束ねるとともに、中間サーバーへのデータ変換を行うシステムです。(国民年金に関する事務では、中間サーバーへのデータ変換機能は利用しません。)

◆保有する特定個人情報ファイル

(1) 被保険者台帳情報ファイル(国民年金システム)

II 特定個人情報ファイルの概要

ファイル名	被保険者台帳情報ファイル
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満
対象となる本人の範囲	本市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者及びその世帯主・配偶者、任意加入者、第3号被保険者、受給者(過去に市内に住民登録をしていた上記対象者を含む)
必要性	加入喪失、保険料免除判定、裁定請求書審査等の国民年金関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要があるため。
主な記録項目	個人番号、その他識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報、地方税関係情報、年金関係情報
事務担当部署	国保年金課 DX推進課、緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根)
保有開始	平成29年1月
使用開始	平成29年1月

委託の有無	有
委託内容	① システム開発・保守・運用 ② 国民年金の資格、免除、進達に係る内部事務
提供・移転の有無	提供有
システム機器の設置場所	入退室管理されたセキュリティ区画へ設置

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

ファイル名	被保険者台帳情報ファイル
特定個人情報の入手に係る リスク対策	・窓口での本人確認、チェックの徹底
特定個人情報の使用に係る リスク対策	・権限を有した者以外は使用できない仕組みの構築(I C カード) ・システムのアクセス状況や操作内容等を追跡できるように記録を行う。
特定個人情報の取扱いの委託 に係るリスク対策	・個人情報の取扱いに関する委託契約の際は、「個人情報 保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」 等のセキュリティ要件を明記した契約を締結する。
特定個人情報の提供・移転に係る リスク対策	・定められた方法で、必要な情報に限定して提供・移転す る仕組みの構築
情報提供ネットワークシステムと の接続に係るリスク対策	・国民年金事務については、情報提供ネットワークとの接 続は行わない。
特定個人情報の保管・消去に係る リスク対策	・セキュリティ区画への保管 ・保存年限を経過したデータの消去

Ⅳ その他のリスク対策

- ・ 規程、規則等に基づく自己点検の実施
- ・ 職員、従業者に対するセキュリティ研修の実施

V 開示請求・問合せ

◆特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先

相模原市 行政資料コーナー

相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8331

◆特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

相模原市 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課

相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-707-7023

VI 評価実施手続

◆住民等からの意見の聴取

方法：パブリックコメント手続きに準じて行います。

実施期間：令和7年4月15日～令和7年5月14日

◆第三者点検

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問